

川崎市議会議員(多摩区) 自由民主党

各務 雅彦

かがみ
まさひこ

市政レポート

2020年新春号

vol.1

プロフィール

川崎市多摩区出身・在住 / 昭和45年5月24日生 / 血液型:A型
保育士・放課後児童支援員・保護司

昭和61年 川崎市立南生田中学校卒業

平成元年 日本大学櫻丘高等学校卒業

平成5年 日本大学文理学部社会学科卒業

(日本大学アメリカンフットボール部 フェニックス)

平成5年 三和銀行(現三菱UFJ銀行)入社

平成16年 UFJ銀行(現三菱UFJ銀行)退社

平成30年 えみのき保育園副園長就任

令和元年 川崎市議会議員選挙(多摩区)にて初当選

課題解決のきっかけづくりと調整役として

1 ふれあい子育てサポート事業について

核家族化が進み、近隣に身内がない子育て世代の方にとって、気軽に送迎を依頼したり、ほんの少しの時間だけ預かってもらえる人の存在がとても重要です。現在の本市ふれあい子育てサポート事業は、多様化している子育てニーズに対応しているとは言えず、子育て世代に選ばれる施策とはなっていません。「どこよりも子育てしやすいまち」「子育て世代に選ばれるまち」をスローガンに掲げる本市に対し、本制度の必要性、重要性を再認識し、実態掌握を進め、今回私が調査した横浜市港北区などの取組みを参考とし、予算配分やオペレーションなどを抜本的に見直すよう要望しました。地域の子育て世代と様々な住民が知り合うことで世代を越えて支え合う仕組みでもある本制度の実施意義に賛同いただき、ヘルパー会員になっていただける方が増えることを切に願います。



2 高齢者外出支援乗車事業について

バスが運行していない地域にお住まいの方にとっては、本制度を全く利用できないのが実情で、市民の方からも「不平等だ」という意見が多く寄せられています。高齢者実態調査でも本制度の利用率は低い結果となっています。現在、高齢ドライバーによる事故が多発しており、社会問題化しています。本市においては県の支援策以外には実質、高齢者外出支援乗車事業しかありません。地域によっては全く利用できない方がいる制度では、運転免許証を自主返納した方への支援策とは言えません。タクシーとの選択制を採用する等、一人でも多くの高齢者の方が利用できるように本事業の制度拡充を昨年12月の議会で強く要望しました。

3 認可保育園の休園規定について

学校には休業にできる法律がありますが、保育園には、臨時休園とする国の法律や政令は存在しません。自治体任せになっているのが実情です。預けたい保護者がいる以上、保育園を開園するのが保育園としての使命ではありますが、職員の安全確保も重要です。一方で消防士や看護師、介護士など災害時でも「休めない」業務に従事している方がおり、災害時でも子どもを預けたいというニーズがあることも事実です。児童だけでなく、保育所で働く職員の安全確保のためにも休園基準の制定を強く要望するとともに、災害時にも子どもを預けたいという保護者に対応するための市区庁舎での緊急保育等についても検討をお願いしました。

4 生田山の手自治会交通問題推進協議会

生田山の手自治会内に「交通問題推進協議会」が設立されました。この協議会は、生田山の手自治会役員の方からの相談を受け、地元のタクシー会社・生田交通(株)に協力を要請し設立に至ったものです。現在実態調査などを行い、具体的検討を進めています。バスなどの交通手段が少ない地域にお住まいの方にとって買い物、通院等のために自家用車に代わる代替手段の確保は、死活問題です。これは高齢者だけでなく運転のできない学生や障がいをお持ちの方、妊婦さん、小さいお子さま連れの方々にとっても同じです。地域交通について問題意識をお持ちの方でも、どうぞれば良いか分からない方がほとんどだと思います。解決には、地域にお住まいの方々と行政、地元事業者が一体となって取り組む必要があります。今後も他都市の実例などを参考にしながら、そのきっかけ作りや調整役を担っていきます。



令和元年 第5回 川崎市議会定例会 12月議会 ご報告

先般発生した、台風15号及び19号に関する被災者支援の補正予算を早急に執行すべく委員会審議を通さない、先行議決議案として本会議において全会一致で成立させていただきました。

また、市内外から注目を集めた、ヘイトスピーチに罰則(最高50万円の罰金)を科す「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」が全国で初めて可決・成立をしました。

我が会派は素案が示されてから「本邦外出身者に対する不当な差別的言動をした者が罰則の対象であり、日本人に対する差別的言動が行われた場合は罰せられることはないのか」「表現の自由を規制するのは法律に抵触しないのか」との多くの意見が寄せられ、懸念される問題についてこれまでの代表質問、文教委員会の質問、また、会派内において担当局と何度も意見交換の会議を開催し、

修正協議を行ってきました。今回の原典之議員の代表質問においても、これまで示されていない市長が条例違反を認める場合の「解釈指針」を質しましたが、明確な答弁を得ることが出来なかったことなどにより、下の自民党提案による附帯決議案を委員会に提出、これが可決しました。以上の附帯決議案を付して、自民党川崎市議団も本条例案に賛成、可決成立に至りました。しかし、まだまだ運用に課題が残る本条例に関してはこれからもしっかりと注視し、条例の修正も含め、議論してまいります。



上：山崎直史議長 下：原典之議員

附帯決議 (自民党提案)

- 1 本市における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の状況、本条例の目的や施策の内容等について広く市民に周知徹底を図り、市民の理解の下、本条例を円滑に施行していくよう努めること。
- 2 本邦外出身者に対する不当な差別的言動以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであるとの基本的認識の下、本邦外出身者以外の市民に対しても、不当な差別的言動による著しい人権侵害が認められる場合には、必要な施策及び措置を検討すること。
- 3 前項に掲げるもののほか、不当な差別のない人権尊重のまちづくりを一層推進するため、本市における不当な差別の実態の把握に努め、その解消に向けて必要な施策及び措置を講ずること。

台風19号 本市独自の被災者支援

全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊(准半壊)	一部損壊(10%未満)
被災者生活再建支援制度 <small>※半壊の判定のうち、住宅が半壊し、住宅を止むを得ず解体した世帯(半壊解体)を含む。</small> 50~300万円		本市独自支援策30万円 <small>※床上・床下浸水被害</small>		
災害救助法による住宅の応急処理制度 <small>※現物支給、日常生活に不可欠な部分の応急的な処理</small>		30万円	59万5千円	(対象外)

